

三朝町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月20日

三朝町長

三朝町条例第4号

三朝町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

三朝町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年三朝町条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
(費用弁償) 第6条 略			(費用弁償) 第6条 略		
<u>(報酬及び費用弁償の不支給)</u>					
<u>第7条 国及び地方公共団体の常勤の職員が、特別職の職員として委嘱され、又は任命されている場合には、その者の報酬及び費用弁償は支給しない。ただし、その者の職務と関係がない場合については、この限りでない。</u>					
別表（第2条、第6条関係）			別表（第2条、第6条関係）		
区分	報酬の額	内国旅行の旅費	区分	報酬の額	内国旅行の旅費

略		三朝町職員等の旅費に関する条例(昭和45年三朝町条例第67号)に規定する旅費の例による。	略		三朝町職員等の旅費に関する条例(昭和45年三朝町条例第67号)に規定する旅費の例による。
略			略		
マイクロバス運転士	予算の範囲内で町長が別に定める額		マイクロバス運転士	予算の範囲内で町長が別に定める額	
防災専門員			略		
略			略		

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。